

建設混合廃棄物の再生利用促進のための 基本的な考え方

「建設混合廃棄物の再生利用促進に関する検討会」提言書

平成25年7月

建設混合廃棄物の再生利用促進に関する検討会

事務局：北海道経済連合会

I 提言総括

1 はじめに

北海道庁では、リサイクルが進んでいない産業廃棄物のリサイクル技術の研究開発を早期に進めるため、平成22年度から「循環資源利用促進特定課題研究開発事業」として、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）に北海道循環資源利用促進税（以下「税」という。）の税収の一部を研究資金に充てて取り組んでいる。

この事業の対象として、埋立処分量が多くリサイクル量が少ない、技術的な課題によりリサイクルが進まないなどの理由から、4種類の産業廃棄物¹⁾を知事が指定し、道総研において研究を進めている。

このうち、建設混合廃棄物については、地域によって解体方法や処理業者の受入体制が異なること、多様な廃棄物が混合していること、処理施設の地域偏在が生じていること、本州と異なり埋立処分費が安価なことなど、多くの要因により再生利用が進んでおらず、研究・技術開発も遅れている。

これらを踏まえ、北海道経済連合会では、循環型社会形成の一層の促進を目的として、税の有効活用という視点から、会員をはじめとした有識者から成る「建設混合廃棄物の再生利用促進に関する検討会」を設置し、建設混合廃棄物の再生利用をより一層進めるための方策について検討を行ってきた。

この度、これまでの検討を「建設混合廃棄物の再生利用促進のための基本的な考え方」として取りまとめた。建設混合廃棄物の再生利用が進むことで、本道の循環型社会の形成がより一層進むことを期待し、次のとおり提言する。

2 提言の骨子

(1) 分別の徹底と再資源化の促進

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）以

¹⁾ 汚泥、廃プラスチック類、建設混合廃棄物、水産系廃棄物

下「建設リサイクル法」という。)に規定する特定建設資材廃棄物については、分別解体と再資源化(又は縮減)が義務付けられていることから、まずは建設工事現場における分別をより一層徹底するとともに、これ以外の建設資材廃棄物においても再資源化を促進するよう取り組むべきである。

(2) 排出抑制、分別、再生利用を進めるためのインセンティブの設定

建設廃棄物の再生利用を促進するため、例えば、公共工事ではリサイクル率を定めた発注、分別や再生利用を行った者への優遇措置など、建設混合廃棄物の排出抑制、分別、再生利用を行う者に対するインセンティブを検討すべきである。

(3) 処理システムの構築と施設整備に向けた検討

建設工事現場における排出抑制や分別を行った上でやむを得ず生ずる建設混合廃棄物については、これを高度に分別することができる中間処理施設の整備を必要に応じて進めるとともに、このような施設に廃棄物が搬入され、再生利用が進むよう、次について調査、検討すべきである。

- ① 排出量や埋立処分量、運用の採算性などを考慮した施設の配置
- ② 建設混合廃棄物を中間処理施設に搬入した後の中間処理産業廃棄物について、埋立処分量を極力減らすため、固形燃料やセメント等の原燃料化、建設資材への活用など、性状や組成に応じた再生利用方法
- ③ 再生利用方法検討の基礎資料となる、分別、排出実態、中間処理産業廃棄物の性状、組成などの実態
- ④ 排出者、処理業者の負担のあり方、総合的な処理システム

(4) 循環資源利用促進税の税収の活用

循環資源利用促進税の税収については、前述の実態調査や処理システムの検討、排出抑制、分別、再生利用を進める民間事業者の取組に対し、有効に活用すべきである。

II 建設混合廃棄物の再生利用促進に向けて

1 現状と課題

建設廃棄物のコンクリート塊や建設発生木材等は、建設リサイクル法の施行後、再資源化率は大きく上昇している。

一方で建設混合廃棄物については、建設リサイクル法の趣旨から、国等を含めた協議会が策定した「北海道建設リサイクル推進計画」において、発生量を削減させる目標を掲げているが、解体方法や受け入れ態勢の相違等による地域差、埋立処分費用が安価なことによる分別意識の低さなどから、再資源化は進んでおらず、平成20年度の再資源化率が20%台半ばと低い状態が続いている。(図1)

建設リサイクル法の規定に基づき北海道が定めている指針「北海道における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」においては、混合された状態で排出された建設資材廃棄物について

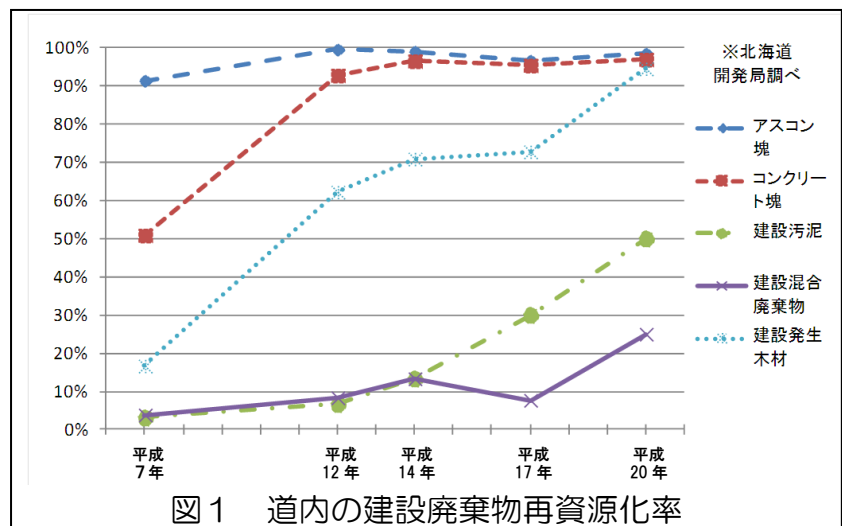


図1 道内の建設廃棄物再資源化率

も可能な限り選別施設に搬出し、再資源化を図ることが望ましいとしている。

したがって、建設混合廃棄物は、その排出を抑制することが前提となるが、なおも生ずる建設混合廃棄物については、再資源化、つまり再生利用率を向上させ、埋立処分量を減らし、資源循環を進めることが必要である。

しかしながら、現状では、建設混合廃棄物を高度に処理できる中間処理施設（再資源化施設、縮減施設）の地域偏在があることから、中間処理量、再生利用量、減量化量は地域によって差異がある状況となっている。(表1)

2 課題解決の方向性

建設リサイクル法に規定する特定建設資材については、分別解体と再資源化（又は縮減）が義務付けられていることから、建設混合廃棄物の排出を減らすよう、建設工事現場での分別をより一層促進する必要がある。

道の指針では分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り選別施設に搬出し再資源化することが望まれていることから、これらの混合廃棄物が再資源化可能な施設に持ち込まれるよう、措置を講ずる必要がある。

現場において施設を用いた分別は難しいことから、建設混合廃棄物の排出量や埋立処分量、施設の採算性などを考慮しつつ、中間処理施設として再生利用を見据えた高度な分別が可能な選別施設を配置するなどの再生利用に向けたシステムを構築する必要がある。

これらの措置とあわせて、減量、分別、再生利用を進めるための、政策的、財政的なインセンティブを検討する必要がある。

これらに取り組むための基礎資料として、排出や処理の実態調査などを通じた課題を洗い出し、再生利用が進むようなシステムを検討する必要がある。

3 課題解決の方策

2に示した方向性に従って、課題解決のための方策を選定するとともに、この方策をクリアしていくための具体的取組について例を示した。（表2）

現状把握と把握した結果を分析しながら処理システム全体像を構築し施設整備に向け

表1 平成19年度 建設混合廃棄物の地域別処理状況

振興局市	排出量	中間処理量	再生利用量	減量化量	最終処分量	再生利用率	最終処分率
札幌市	24,516	20,098	5,632	339	18,544	23%	76%
石狩	5,211	686	446	8	4,757	9%	91%
函館市	3,039	2,792	1,136	29	1,874	37%	62%
渡島	1,468	1,454	452	95	920	31%	63%
檜山	907	196	55	16	836	6%	92%
後志	4,217	2,289	1,085	0	3,132	26%	74%
空知	8,425	8,119	3,632	590	4,204	43%	50%
旭川市	6,501	4,256	2,520	1,224	2,758	39%	42%
上川	2,061	0	0	0	2,061	0%	100%
留萌	1,431	0	0	0	1,431	0%	100%
宗谷	1,615	175	49	15	1,551	3%	96%
網走	4,470	572	1	477	3,992	0%	89%
胆振	7,120	3,080	463	43	6,613	7%	93%
日高	1,524	1,521	222	64	1,238	15%	81%
十勝	5,493	3,674	68	2,114	3,311	1%	60%
釧路	3,805	332	332	0	3,473	9%	91%
根室	1,321	5	4	0	1,316	0%	100%
計	83,123	49,249	16,099	5,014	62,010	19%	75%

※ 単位:トン

※ 石狩、渡島、上川の数値はそれぞれ札幌市、函館市、旭川市の数値を除く。

※ 出展:北海道産業廃棄物処理状況調査報告書(北海道 平成19年度)

た取組を行っていく必要があり、あわせて、分別を進めるための指導の徹底と排出抑制・分別・再生利用を進めるための取組について、表に示した方策、具体的取組の例を参考にしながら、道が主体となって諸施策に取り組んでいく必要がある。

表2 課題解決のための方策、具体的取組

項目	方策	具体的取組の例
現状把握	現状を把握するための分別解体～処分までの 実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・分別解体の状況調査 ・建設混合廃棄物の発生・排出状況の調査 ・処理施設整備状況、建設混合廃棄物の処理状況などの現状調査 ・発生した廃棄物、中間処理産業廃棄物の性状、組成の分析
分析・システム構築	現状把握から総合的に解析し、 処理システムの全体像を構築	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を踏まえた施設整備のあり方 ・建設混合廃棄物が再生利用されるシステムの構築 ・エネルギーの販売による利益を出せるシステムの構築、施設の設置 ・排出者や処理業者の負担のあり方、処理コストやLCAなどの検証
	中間処理産業廃棄物の 再生利用方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・固形燃料やセメントなどの原燃料化 ・資材としての利用
施設整備	高度な分別を行う中間処理施設の整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に係る補助事業の実施 ・現行補助事業への補助率上乘せ
政策	分別等をより一層徹底 するための普及啓発、指導	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発の充実 ・分別解体に係る行政指導の徹底 ・中間処理後の一時保管、再資源化を踏まえた産業廃棄物管理票交付事務の整理
	排出抑制・分別・再生利用を進めるためのインセンティブ の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の発注に係るリサイクル率の下限の設定 ・条例制定などによる排出抑制、分別、再生利用の推進・義務化 ・関係法令等によらず、再資源化実施義務の距離制限、埋立の制限などの検討 ・排出抑制、分別、再生利用を進める者への補助・援助 ・表彰制度の活用

参考 建設混合廃棄物の再生利用促進に関する検討会

<検討状況>

- 第1回検討会 平成24年2月29日
第2回検討会 平成24年3月26日
第3回検討会 平成25年1月29日
現地調査 平成25年3月12日
第4回検討会 平成25年3月12日

<検討会委員>

(平成25年1月29日現在)

	所 属 名	職 名	氏 名
会 長	エコロジア北海道21推進協議会 (株式会社エコニクス)	副会長 (会長)	橋 金作
委 員	岩田地崎建設株式会社	技術部長	松井 豊
	株式会社本間解体工業	営業部長	宮内 外志雄
	株式会社苫小牧清掃社	代表取締役	山本 浩喬
	榑崎製作所株式会社	取締役設計部長	小櫻 義隆
	株式会社氣工社 札幌支店	顧問	海老 靖
	株式会社御池鐵工所札幌営業所	営業所長	田名後 正秀
	ナラサキ産業株式会社 北海道支社	機械部長	小山 浩二
	廃棄物資源循環学会 北海道支部	顧問	小笠原 紘一
	エコロジア北海道21推進協議会	幹事	菊地 政明
	太平洋セメント株式会社 札幌支店	環境事業営業部長	大園 浩一
	日鉄住金セメント株式会社	取締役	小崎 洋一
オ プ ザ ー バ ー	北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課 循環推進グループ	主幹	中島 圭一
	地方独立行政法人 道立総合研究機構 研究企画部	副部長	大内 隆寛